

尿 し Ⅲ

1 概要

令和6年度におけるし尿処理及び浄化槽汚泥処理の概要は、図3-1のとおりである。

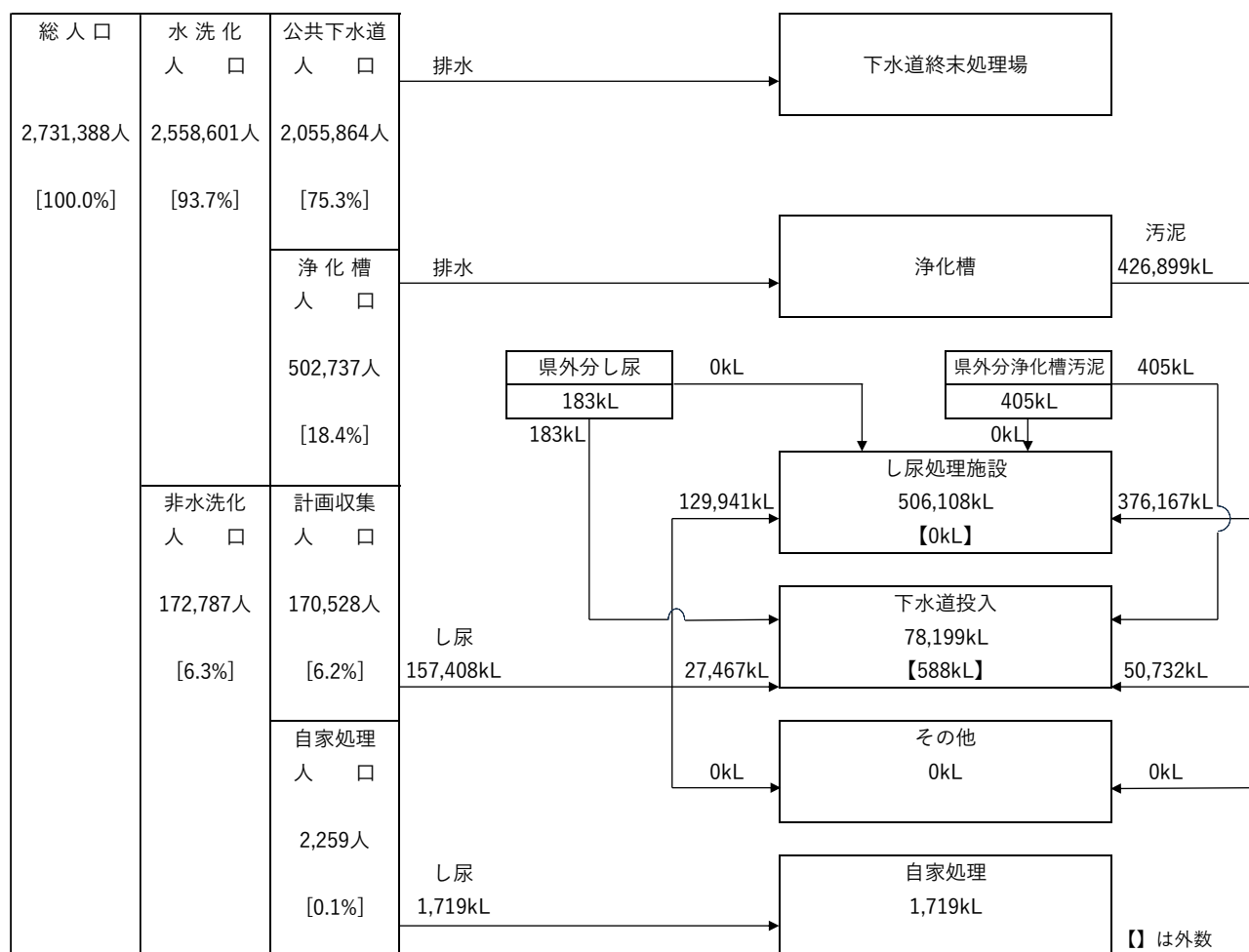


図3-1 し尿処理及び浄化槽汚泥処理の概要（令和6年度）

- （注） 1 浄化槽人口にはコミュニティ・プラント人口（679人）を含む。
 2 県外分とは、山口県和木町及び愛媛県今治市からの受託分であり、【 】内に表記し、外数としている。
 3 「その他」とは、し尿処理施設又は下水道投入以外の処理をいう。
 4 端数処理のため、割合の合計が一致しない場合がある。

2 処理人口

(1) 処理人口の推移

し尿処理人口の推移は、表3-1及び図3-2のとおりである。計画収集人口の見直し等に伴い、自家処理人口は減少傾向にある。

市町別の水洗化人口及び非水洗化人口は、IV資料編の資料一表16に示すとおりである。

表3-1 し尿処理人口の推移（令和2年度～令和6年度）

（単位：人）

区 分 年 度	計 画 処 理 区 域 人 口						合 計
	水 洗 化 人 口			非 水 洗 化 人 口			
	下 水 道 人 口	浄 化 槽 人 口	小 計	計画収集 人 口	自家処理 人 口	小 計	
R2	2, 059, 310	536, 406	2, 595, 716	215, 615	3, 995	219, 610	2, 815, 326
R3	2, 056, 432	532, 097	2, 588, 529	203, 038	3, 374	206, 412	2, 794, 941
R4	2, 064, 085	515, 353	2, 579, 438	193, 068	2, 805	195, 873	2, 775, 311
R5	2, 062, 966	506, 717	2, 569, 683	182, 943	2, 440	185, 383	2, 755, 066
R6	2, 055, 864	502, 737	2, 558, 601	170, 528	2, 259	172, 787	2, 731, 388

（注）水洗化人口について

下水道人口とは、実際に下水道に接続してし尿等を処理している人口を、浄化槽人口とは、浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、集落排水処理施設（農業・漁業等））を利用してし尿等を処理している人口を、水洗化人口とは両者を合わせた人口をいう。なお、浄化槽人口には、コミュニティ・プラント処理人口を含む。

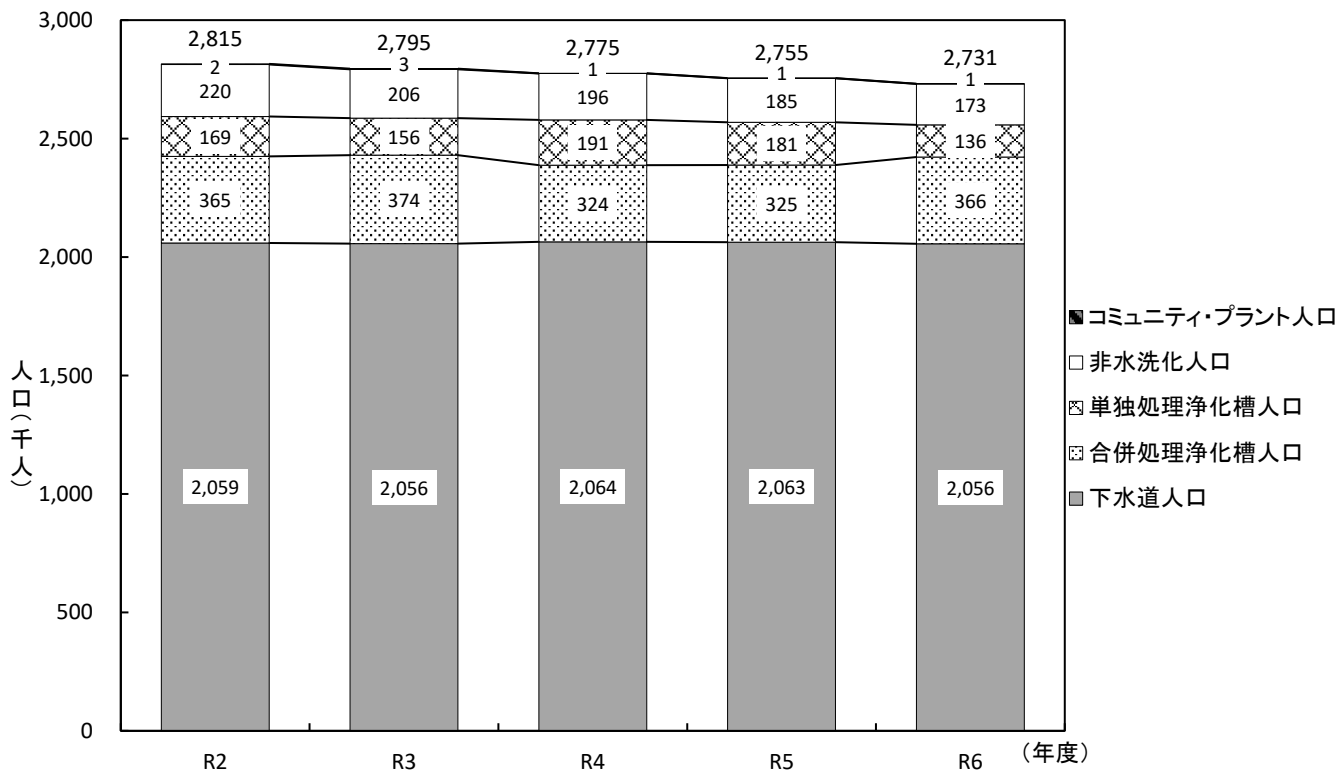


図3-2 し尿処理人口の推移（令和2年度～令和6年度）

- （注）1 合併処理浄化槽人口には、農業集落・漁業集落排水処理施設人口（R3実績から別集計）を含む。
2 端数処理のため小計が合わない場合がある。

(2) 水洗化率及び非水洗化率

水洗化率及び非水洗化率の推移は、表３－２及び図３－３のとおりである。

表３－２ 水洗化率及び非水洗化率の推移（令和２年度～令和６年度）

（単位：％）

区 分 年 度	水 洗 化 率			非 水 洗 化 率		
	下 水 道 水洗化率	浄 化 槽 水洗化率	小 計	計画収集率	自家処理率	小 計
R2	73.1	19.0	92.2	7.7	0.1	7.8
R3	73.6	19.0	92.6	7.3	0.1	7.4
R4	74.4	19.0	92.9	7.0	0.1	7.1
R5	74.9	18.4	93.3	6.6	0.1	6.7
R6	75.3	18.4	93.7	6.2	0.1	6.3
全国 (R6年度)	78.5	18.0	96.5	3.4	0.03	3.5

（注）１ 水洗化率・非水洗化率は、表３－１に示した各区分の人口の総人口に対する割合である。

２ 端数処理のため小計が合わない場合がある。

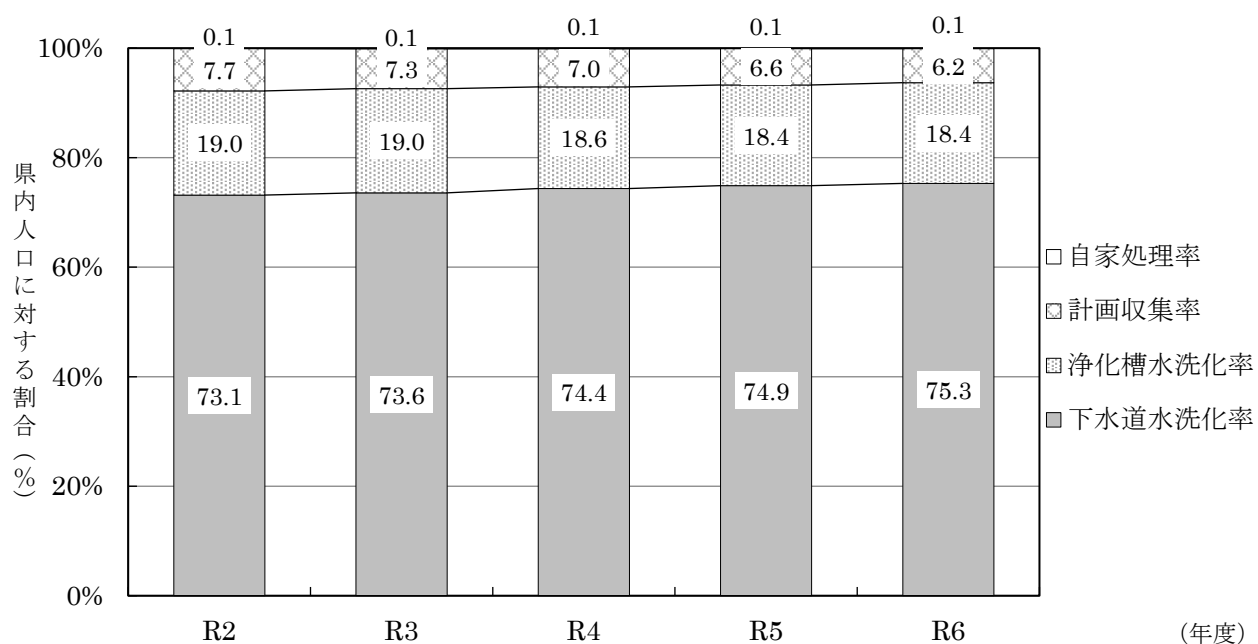


図３－３ し尿水洗化率の推移（令和２年度～令和６年度）

3 収集量及び処理量

(1) 収集量

し尿及び浄化槽汚泥の収集量形態別収集量の推移は、表 3－3 のとおりである。

令和 6 年度における年間総収集量は、し尿が 157,408 kL、浄化槽汚泥が 426,899 kL で、合計は 584,307 kL である。

し尿収集量については、下水道及び浄化槽の普及により年々減少する傾向にある。

一方、浄化槽汚泥については、新規設置及び合併浄化槽への転換による増加要因と、下水道への転換による減少要因がある。

なお、収集形態別にみると、し尿、浄化槽汚泥とも、許可業者による収集が主に行われている。

表 3－3 し尿及び浄化槽汚泥の収集形態別収集量の推移（令和 2 年度～令和 6 年度）

（単位：kL／年）

年度	区分	直 営	委 託	許 可	総収集量
R2	し 尿	11,798	36,955	133,759	182,512
	浄化槽汚泥	0	11,048	426,825	437,873
	計	11,798	48,003	560,584	620,385
R3	し 尿	10,494	36,368	131,023	177,885
	浄化槽汚泥	0	8,157	427,407	435,564
	計	10,494	44,525	558,430	613,449
R4	し 尿	9,984	34,334	121,810	166,128
	浄化槽汚泥	0	7,650	419,396	427,046
	計	9,984	41,984	541,206	593,174
R5	し 尿	9,921	32,979	119,865	162,765
	浄化槽汚泥	0	7,876	417,721	425,597
	計	9,921	40,855	537,586	588,362
R6	し 尿	9,854	32,274	115,280	157,408
	浄化槽汚泥	0	7,523	419,376	426,899
	計	9,854	39,797	534,656	584,307

（注）数値には県外分を含んでいない。

(2) 1人1日当たりの排出量

し尿及び浄化槽汚泥の排出量の1人1日当たりの推移は、表3-4のとおりである。

浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量は合併処理浄化槽の普及などの要因から増加する傾向にある。

表3-4 し尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの排出量の推移（令和2年度～令和6年度）

（単位：リットル／人・日）

年 度 区 分	R2	R3	R4	R5	R6	全国平均 (R6年度)
し 尿	2.32	2.40	2.36	2.43	2.53	2.99
浄化槽汚泥	2.24	2.24	2.27	2.29	2.33	1.75
平 均	2.28	2.32	2.32	2.36	2.43	2.37

(注) 1 し尿1人1日当たりの排出量(リットル／(人×日))=(し尿収集量)／(計画収集人口×365又は366日)

2 浄化槽汚泥1人1日当たりの排出量(リットル／(人×日))=(浄化槽汚泥収集量)／(浄化槽(コミュニティプラントを含む)人口×365又は366日)

(3) 処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、県外からの受託分を含み157,591 kL及び427,304 kLとなる。これらの形態別処理量の推移は、表3-5のとおりである。し尿及び浄化槽汚泥ともに、ほとんどがし尿処理施設で処理されている。

表3-5 し尿及び浄化槽汚泥の形態別処理量の推移（令和2年度～令和6年度）

（単位：kL／年）

年 度 区 分		R2	R3	R4	R5	R6
し 尿	し尿処理施設	154,296	150,250	139,532	136,969	129,941
	下水道投入	28,315	27,756	26,696	25,990	27,650
	そ の 他	0	0	0	0	0
	小 計	182,611	178,006	166,228	162,959	157,591
浄 化 槽 汚 泥	し尿処理施設	389,141	388,303	381,234	380,357	376,167
	下水道投入	49,075	47,629	46,242	45,641	51,137
	そ の 他	0	0	0	0	0
	小 計	438,216	435,932	427,476	425,998	427,304
計	し尿処理施設	543,437	538,553	520,766	517,326	506,108
	下水道投入	77,390	75,385	72,938	71,631	78,787
	そ の 他	0	0	0	0	0
	小 計	620,827	613,938	593,704	588,957	584,895

(注) 1 数値は県外からの受託分の処理量を含む。

2 「その他」とは、し尿処理施設又は下水道投入以外の処理をいう。

(4) 自家処理量

本県における自家処理量の推移は、表 3－6 のとおりである。

し尿の自家処理量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥の自家処理はなくなっている。

表 3－6 自家処理量の推移（令和 2 年度～令和 6 年度）

（単位：kL／年）

区 分 \ 年 度	R2	R3	R4	R5	R6
し 尿	2,514	2,237	1,941	1,780	1,719
浄化槽汚泥	0	0	0	0	0
合 計	2,514	2,237	1,941	1,780	1,719

市町別のし尿及び浄化槽汚泥の収集形態別収集量・手数料・形態別処理量及び自家処理量は、IV資料編の資料－表 17 に示すとおりである。

4 処理施設の整備状況と処理実績

(1) 整備状況

本県には、し尿処理施設が 23 施設ある。また、コミュニティ・プラントは 2 施設ある。

し尿処理施設及びコミュニティ・プラントの位置図は、図 3－4 のとおりである。

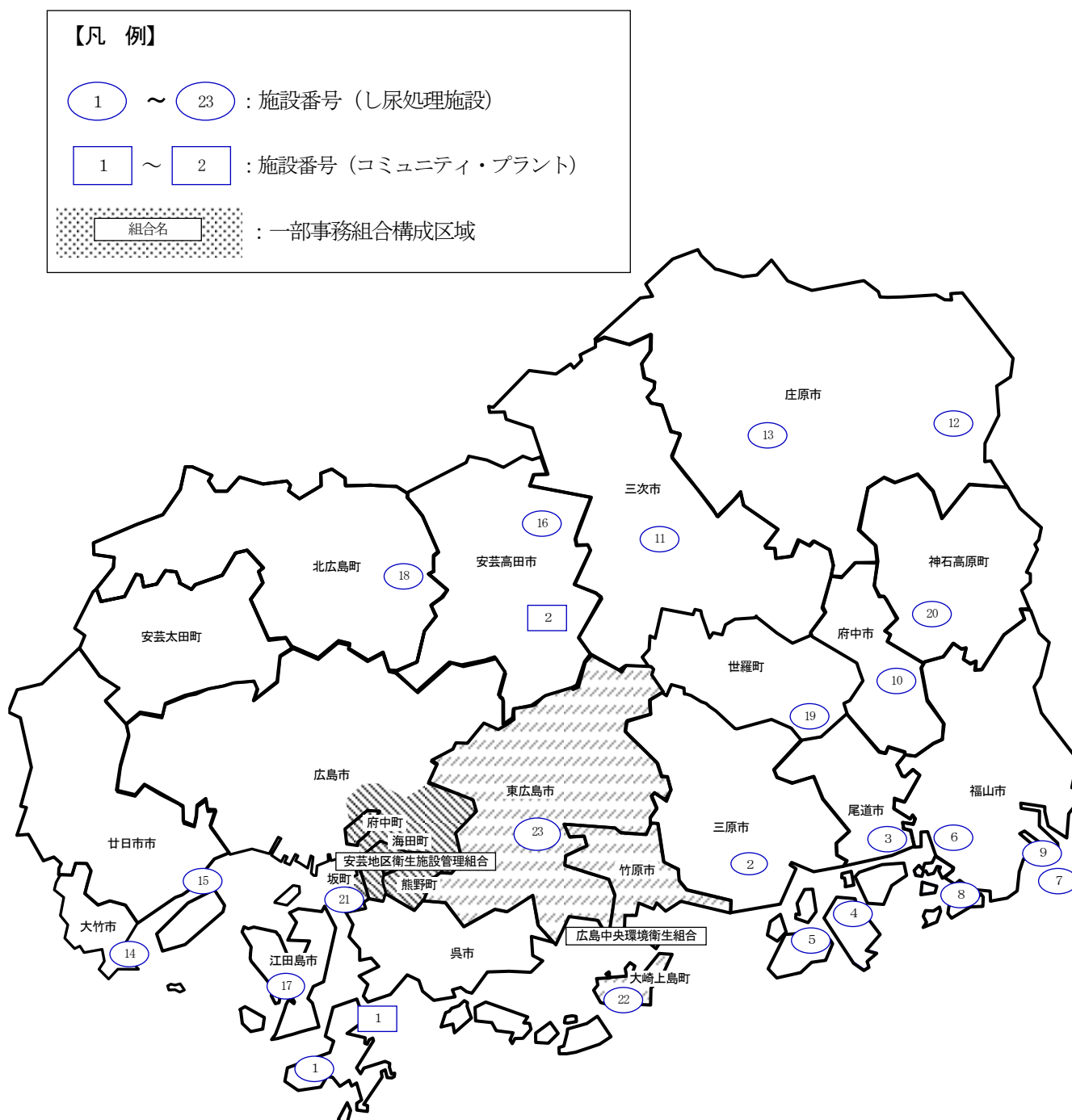


図 3－4 し尿処理施設等の位置図（令和 6 年度）

(2) 処理実績

本県におけるし尿処理施設及びコミュニティ・プラントの処理実績等の一覧表は表 3－7、表 3－8 のとおりである。

表 3－8 コミュニティ・プラント施設及び処理実績等一覧表（令和 6 年度）

施設 番号	市町名	所 在 地	施 設 名	使用開始 年度	計画最大汚水量 (m³/日)	年間汚水処理量 (m³/年)	処理方式	施設改廃等	運転管理 体制	備 考
1	呉市	呉市音戸町波多見2丁目27-2	竹田浜汚水処理場	1977	450	59,918	長時間ばっ気	変無	委託	
2	安芸高田市	安芸高田市甲田町下小原310-1	吉田口浄化センター	2006	52	10,840	接触ばっ気	変無	委託	
計 2 施設					502	70,758				
(注) コミュニティ・プラントとは、廃棄物処理法第6条第1項により定められた市町村の定める一般廃棄物処理計画に従い、市町が設置したし尿処理施設で、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設のことをいう。										

5 浄化槽

(1) 設置状況

本県における浄化槽の設置基数は、令和6年度末現在 175,296 基であり、単独処理浄化槽は 66,530 基、合併処理浄化槽が 108,766 基である。浄化槽の設置基数の推移は、表3-9及び図3-5のとおりである。

令和6年度は前年度に比べ、単独処理浄化槽は1.1%減、合併処理浄化槽は0.7%増であった。

平成12年6月の浄化槽法の改正により、し尿と生活雑排水とあわせて処理する合併処理浄化槽が浄化槽と定義され、新たに単独処理浄化槽を設置できなくなった。このことから、単独処理浄化槽は、既設のものが廃止されたり下水道又は合併処理浄化槽に転換されたりすることにより減少傾向にある。

一方、合併処理浄化槽については、し尿汲み取りや単独処理浄化槽からの転換により増加傾向にあり、令和6年度の浄化槽の新規設置の届出は2,003基であった。

表3-9 浄化槽の設置基数の推移（令和2年度～令和6年度）

（単位：基）

年 度 浄 化 槽	R2	R3	R4	R5	R6
単独処理浄化槽	70,363	69,190	68,297	67,296	66,530
合併処理浄化槽	101,692	103,988	106,116	107,965	108,766
合 計	172,055	173,178	174,413	175,261	175,296

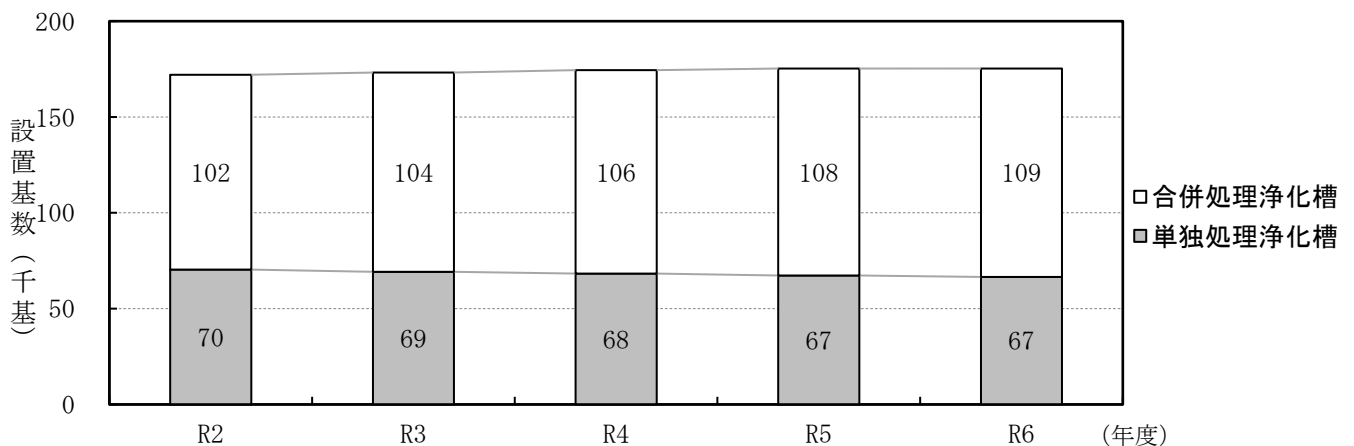


図3-5 浄化槽の設置基数の推移（令和2年度～令和6年度）

(7) 人槽区分別の設置基数

人槽区分別の浄化槽の設置基数は、表3-10のとおりである。

一般的に、一戸建て住宅では主に10人槽以下のものが設置されており、集合住宅やマンション等では、世帯数に応じた規模の浄化槽が設置されている。また、商業施設や学校、病院、宿泊施設等においては、施設の利用人数や利用形態に応じた規模の浄化槽が設置されている。

なお、浄化槽法に基づき技術管理者を置かなければならないとされている501人槽以上の規模の浄化槽は、令和6年度末現在、県内に206基設置されている。

表 3-10 人槽区分別浄化槽の設置基数状況（令和 6 年度）

（単位：基）

人 槽 浄化槽	～20	21～500	501～	合 計
単独処理浄化槽	60,275	6,253	2	66,530
合併処理浄化槽	102,554	6,008	204	108,766
合 計	162,829	12,261	206	175,296

(4) 構造基準別の設置基数

本県における構造基準別浄化槽の設置状況は、表 3-11 のとおりである。

表 3-11 構造基準別浄化槽の設置状況（令和 6 年度）

構 造 基 準	設置基数（基）	構 成 比（％）
旧構造基準適用	19,126	10.9
新構造基準適用	156,170	89.1
合 計	175,296	100.0

（注）旧構造基準適用：昭和 44 年建設省告知第 1726 号（昭和 55 年廃止）による構造基準による浄化槽
 新構造基準適用：「旧構造基準」廃止後の浄化槽

(2) 法定検査

浄化槽の管理者は、浄化槽が正しく機能しているかを確認するため、浄化槽法に基づき、指定検査機関が実施する法定検査を受けることが義務付けられている。

浄化槽の法定検査の受検率の推移は、表 3-12 のとおりである。

表 3-12 浄化槽の法定検査の受検率の推移（令和 2 年度～令和 6 年度）

（単位：％）

年 度 区 分	R2	R3	R4	R5	R6	全 国 (R6年度)
新 設 時 等 検 査 (7 条 検 査)	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	97.2
定 期 検 査 (11 条検査)	71.2	71.3	73.8	74.7	76.7	50.9
うち合併処理浄化槽	79.6	79.5	81.2	81.5	83.8	67.2

本県の法定検査の受検状況について、新設時等においては、概ね 100％が受検しているが、毎年 1 回行う定期検査の受検率は 76.7％となっている。

本県では、受検率の向上のため種々の取組を進めているところであり、受検状況は徐々に改善していたが、近年では同程度になっている。